

第 1 回

逗子市情報公開運営審議会

平成28年7月14日（木）

逗子市総務部情報公開課

平成28年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 平成28年7月14日(木)

午後2時00分～

場 所 逗子市役所5階 第8会議室

議 題

1. 平成27年度の情報公開制度の運用状況について(報告)
2. 情報公開制度の検討課題について
解釈運用基準第3条中一部改正を要する箇所について
3. その他

出 席 委 員 (7名)

会 長	芳 野 直 子
副 会 長	関 モト子
委 員	神 田 愛 子
委 員	小 松 原 敬 子
委 員	栄 田 美 子
委 員	関 根 進 悟
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員 (0名)

事務局等出席者

経 営 企 画 部 長	福 本 修 司
情 報 公 開 課 長	矢 島 小 百 合
情 報 公 開 課 長	内 田 典 久
情 報 公 開 課 主 事	鈴 木 明 彦

情報公開
課事務員
杉山晴美

杉 山 晴 美

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 0名

配付資料

1. 平成28年度第1回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 逗子市情報公開運営審議会委員名簿
3. 資料1 平成27年度情報公開制度の運用状況
4. 資料2 逗子市情報公開条例第3条解釈運用基準の一部改正について
5. 資料3 私たちのまちのルール 自治基本条例（仮称）
6. 資料4 逗子市情報発信推進員及び情報発信推進員会議の設置等に関する
規程関係

午後2時00分開会

○芳野会長 きょうは、本当暑い中お疲れさまでございます。

始めさせていただきたいと思います。逗子市情報公開運営審議会規則第3条2項の規定に基づいて、半数以上の委員の出席が必要ですが、全員おそろいということで、平成28年度第1回の情報公開運営審議会を開催いたします。

きょうは傍聴希望者はいらっしゃらないんですね。

○矢島情報公開課長 そうです。

○芳野会長 それでは進めます。

事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料の確認)

○芳野会長 御手元のほうで確認していただきましたか。

それでは、会議に入りたいと思います。

まずは、議題1「平成27年度情報公開制度の運用状況」について、事務局から報告をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、平成27年度の情報公開制度の運用状況ということで、資料1をごらんください。平成27年4月1日から平成28年3月31日までの運用状況について御説明させていただきます。

昨年度の第2回審議会において、平成27年度の前期分、9月末までの状況はお話をさせていただきましたが、10月1日以降のものを中心に全体を御説明させていただきます。

まず、1の公開請求件数と決定件数ですが、合計欄をごらんください。

①全部公開の合計欄44件、②一部公開が18件、③非公開はゼロ件、④却下はゼロ件、⑤不存在が17件、うち会議録というようなもので、その時点は不存在が1件で、それ以外の不存在が16件となっております。⑥存否応答拒否が2件、⑦検討中はゼロ件、⑧取下げがゼロ件、⑨延長が3件です。

請求件数の合計は68件ですが、①から⑧までの取下げまでを合計しますと81件になります。これは1件の請求に対し複数の決定がなされる場合があるため、請求件数の合計と決定件数の合計が一致しないものです。

⑩のインターネット請求につきましては、内数になりますが6件でした。

それから、⑫の口頭請求が34件ありますが、一度公開請求がありまして公開

決定をした情報につきましては、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものです。これは条例第9条に規定されております。この口頭請求の内訳につきましては、26ページから28ページに内容が記載されています。後ほど簡単に御説明させていただきます。

こちらに書いていないのですが、平成26年度の請求件数の合計は98件でした。うちインターネット請求が13件、口頭請求は5件でしたので、平成27年度の請求は平成26年度より下回りましたが、同じ内容の請求が多くあったため口頭請求の件数が多くなっております。

次に、2の公開請求の所管別につきましては順番に、秘書広報課が2件、経営企画部が2件、総務部が7件、2ページに移りまして、市民協働部が19件、福祉部が4件、環境都市部が26件、会計課が4件、消防がゼロ件、議会が1件、教育委員会が3件、選挙管理委員会がゼロ件、監査委員がゼロ件となっておりますが、うち環境都市部都市整備課が11件と2桁の請求件数となっております。

それぞれ内容につきましては、3ページから16ページに記載されております。後ほどまた御説明させていただきます。

それから、3の行政不服審査法に基づく不服申立てはゼロ件で、ありませんでした。

それから、4の条例に基づく不服の申出につきましては3件ありました。前回の審議会の際にも御報告させていただきましたが、勧告が1件、勧告はないが意見が1件、意見のみが1件となっております。

不服等の申出の処理状況につきましては、17ページから19ページに記載されております。

それから、5の同一人による請求件数ということで、下から読ませていただきますが、13件請求した人がお一人、7件請求した人がお一人、4件請求した人がお一人、3件請求した人が2人、2件請求した人が10人、1件請求した人が18人で、実請求者数は33人となっております。

それから、6のインターネット請求者の割合は33人に対して5人の15%と、約6分の1となっております。

それでは、3ページ以降になりますが、公開請求の内容につきましては、10

月1日以降のものについて全部公開を除き御説明させていただきたいと思いません。

次の4ページの職員課ナンバー44の請求は、①から⑤のかなり細かい請求件名ですので読み上げは省略させていただきますが、該当する文書が存在しないため不存在の決定となっております。

次に、管財課ナンバー35はインターネットによる請求ですが、逗子市市有財産のうち土地・建物に関する紙台帳ということで、一部公開の決定となっております。個人情報、事務事業の実施に関する情報として非公開の部分があります。

5ページに移りまして、生活安全課ナンバー46の請求は請求件名が細かいため読み上げは省略させていただきますが、全部公開と不存在の決定となりました。1については全部公開になったものと、作成中で不存在決定となったものに分かれております。2については全部公開、3、4については該当する文書がないため不存在となっております。

同じく生活安全課のナンバー48の請求件名は読み上げ省略させていただきますが、該当する文書がないため不存在の決定となっております。

次に、6ページに移りまして、生活安全課ナンバー49も該当する文書がないため不存在の決定となっております。次の生活安全課、ナンバー53も該当する文書がないため不存在の決定となっております。

次に、7ページになりますが、生活安全課ナンバー61も該当する文書が存在しないため不存在の決定となっております。同じく生活安全課ナンバー68は、請求件名の(1)の①から⑤のうち、⑤は一部公開となっております。個人情報として非公開となっております。

(1) ①から④及び(2)については、該当する文書がないため不存在の決定となっております。不存在理由は該当する文書がないためです。記載が抜けてしまっていますが、申しわけありません。そちらのほうは該当する文書がないためということになっています。

次に、8ページになりますが、市民協働課、一番下のナンバー31は平成27年10月5日の決定ですが、全部公開、一部公開、不存在の決定に分かれております。一部公開は個人情報が非公開となったもので、不存在については住民自治協議会から提供されていないためとのことで、不存在の決定がなされています。

それから、10ページに飛びますが、経済観光課ナンバー41が桜山7丁目 森林法5条関連の伐裁に関する資料一式（過去1年間）ということで一部公開となりました。個人情報为非公開となっております。

11ページに移りますが、環境管理課のナンバー38、アーデンヒル自治会のバス導入に関する打合せ記録、2015年7月11日から2015年10月26日まで、市とアーデンヒル住民との打合せということで一部公開となっております。個人情報が非公開となっております。

同じく環境管理課ナンバー55は、アーデンヒル自治会のバス導入に関する打合せ記録（要望書・嘆願書含む）、2015年10月27日から2016年1月21日まで、市とアーデンヒル住民との打合せということで一部公開となっております。こちらも個人情報が非公開となっております。

12ページに移りまして、資源循環課のナンバー33の平成26年度中の逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第23条第1項第1号に規定する事業所リスト及び該当する新規事業所、廃業した事業所リストについては全部公開と、該当する文書がないため不存在と分かれております。不存在は、その中の該当する新規事業所リストの部分です。

それから、同じく資源循環課ナンバー34、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第23条第1項第2号に規定する市の事業に伴い排出される事業系一般廃棄物を取り扱う平成24年度から平成27年度までの各事業所リスト及び市の施設リストにつきましても、全部公開と、該当する文書がないため不存在に分かれています。全部公開は平成27年度のリスト、不存在は平成24年度から平成26年度までのリストの部分となっております。

13ページに移りまして、都市整備課ナンバー36につきましては、①から④について該当する文書がないため不存在となっております。

同じく、都市整備課ナンバー40の市営住宅について、①から⑥のうち、①、②、③、⑥については全部公開、⑤については該当する文書がないため不存在、④については延長後、全部公開となっております。

14ページに移りまして、都市整備課ナンバー43の①から⑥について、①、②、③、⑤については特定個人に係る捜査関係事項として存否応答拒否、④と⑥については該当する文書が存在しないため不存在決定となっております。

都市整備課ナンバー50は、①、②について特定個人に係る捜査関係事項として存否応答拒否の決定となっております。

15ページになりますが、会計課ナンバー51の平成26年度家庭系ごみ排出抑制推進事業（資源循環課）にかかる支出命令書及び請求書につきましては一部公開の決定となっております。法人情報として取引口座情報が非公開となっております。

以上、平成27年度の10月1日以降の情報公開請求と決定内容について、全部公開を除き説明をさせていただきました。

続きまして、17ページから19ページにつきましては、平成27年度情報公開制度不服申出処理状況です。先ほど2ページの4、条例に基づく不服の申出等の状況3件の内容です。情報公開審査委員、オンブズマンによる審査結果になります。

こちらに関しましては、平成27年11月27日に受付をしまして、処理結果通知が平成27年12月25日に出されておりますので、平成27年度前期分の情報公開制度の運用状況には含まれておりませんでした。昨年度末に結果が出まして皆様にも御報告できる状況であったため、前回の審議会で既に報告済みですが、再度簡単に御説明させていただきます。

第1号は会計課ナンバー24の平成27年9月9日付情報公開請求に対する一部公開決定についての不服申出です。

結果は、勧告が出まして、備考欄にありますように、平成28年1月8日に会計課は原処分を取り消しし、改めて公開決定を行いました。

それから、18ページに移りまして、第2号は教育総務課ナンバー25の平成27年9月9日付情報公開請求に対する一部公開決定についての不服申出で、結果は、勧告はしないが意見がなされました。

19ページの第3号は第2号と同じ件名ですが、会計課ナンバー26の平成27年9月9日付情報公開請求に対する一部公開決定についての不服申出です。

こちらにつきましては勧告ないし意見の必要はともに認められないとの処理結果となりました。

続きまして、20ページは平成27年度情報公開運営審議会の開催状況ということで、昨年度の本審議会の開催状況、議題が載っております。

それから、21ページから25ページは、平成27年度の会議の公開状況等調べになりますが、こちらは情報公開課から各課に年度末に照会をかけまして、平成27年度の会議の公開状況等を取りまとめたものです。

前回の審議会の際にもお話をさせていただきましたが、条例第20条で会議の公開が規定されておりまして、運用で会議の事前公表に努めるものとされておりまして、会議の事前公表につきましては、ハンドブックの148ページの3、運用（3）に書かれております。

前回の会議でも御報告させていただいたのですが、会議の事前公表等につきましては昨年末、各課へ再通知をしまして徹底を図ったところでした。

情報公開課では、毎週金曜日に3週間後までの開催予定の会議についてホームページ、該当ページの更新や、ホームページのイベントカレンダーへのリンクづけに漏れがないか確認するよう、内部の情報システムにより注意喚起の通知を行い、電話にて会議の予約状況とイベントカレンダーのチェックを行ってまいりました。

その中で、昨年末までは当日確認を行いまして、当日のホームページ掲載も事前公表としてカウントしてきたのですが、ことし平成28年からは会議の1週間前に確認することとし、1週間前までにホームページにアップされていない場合には事前公表回数にカウントしないこととしました。

ですので、平成28年1月1日以降に開催されました会議のホームページの事前公表率につきましては、その前より厳しいカウント、対応としております。通知等により職員の意識も大分変わってきていると思いますが、見ていただくとわかりますが、ホームページ事前公表率につきましては全てが100%となっておりませんので、引き続き周知、確認をしていきたいと思っております。

それから、26ページから28ページは先ほど2ページで御説明しました口頭請求の内訳となっております。

ことしは34件と多くなっておりまして、こちらのほうは先ほど御説明させていただきましたとおり、条例第9条の規定に基づくものです。一度公開請求があつて公開決定をした情報については既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものです。

これ見ていただくとわかりますが、リビエラホテル建設構想関係の情報について多くの請求があったことがわかります。

また、口頭請求が3件以上ありました情報につきましては、容量が大きくないものを除きまして、請求件数の多かった情報の提供としまして情報公開課のホームページに掲載されております。ちなみに、平成24年度から平成26年度につきましては該当はありませんでした。

それから、29ページは情報提供の内訳となりますが、これは1階の情報公開課の市政情報広場で対応したもののみの件数です。

それから、30ページは平成27年度の市政情報広場の利用状況等になります。こちらのほう、市の職員が対応した件数ですけれども、昨年度に比べ4番の総合案内の件数が約1,000件ふえております。

こちらにつきましては、次のページを見ていただくとわかるのですが、9月、10月が他の月に比べ多くなっているのですが、次のページの31ページの総合案内の内訳を見ていただくとわかります。2階の資源循環課の9月、10月の件数と一致しております。こちらは、家庭ごみ処理有料化に伴いごみと資源物の出し方が大きく変わって、そちらの問い合わせ件数がふえたものです。先ほど申しましたように、情報公開課のほうに非常勤職員が対応した件数となっております。

32ページは有償刊行物の頒布状況となります。

運用状況といたしましては以上となります。

○芳野会長 ありがとうございます。

盛りだくさんの報告いただきましたが、議題1、平成27年度の情報公開制度の運用状況について、何か御質問等ございますか。

○芳野会長 関根委員、どうぞ。

○関根委員 29ページなんですけれども、一番最初が自治会長・町内会長の名簿とありますよね。前回も実はこれ見ていて何か少し奇異に感じたというか、何でこんなことを調べたいのかなというのがよくわからなくて、やはり、ある意味やはり個人のプライベートというかプライバシーみたいなところにも入っちゃっているし、例えば、29ページの5番目なんかだと単身世帯調査表というのがありますよね。これは個人が目的で何か使うのか、それとも業者が営利目的

で使うものなのか、そういったところが少しわからないなと思っていて、そもそもこの情報公開制度というのは、情報を公開してもいい相手というのが、通常の市民なのか、それとも営利を目的としたそういった市民というか、そういった方まで対象にするものなのか、その辺ちょっと教えてほしいなと思ったんですけども。

○矢島情報公開課長 すみません。今、条文が何条がということですけども、すみません、ハンドブックの2ページをちょっとお開きいただきたいと思えます。

情報の公開を請求する権利ということで、何人もということでは……

○内田情報公開課係長 青いほうの、そちらの2ページ、一番上、第4条。基本的内容というのが書いてあり、どなたも公開請求はできることになっています。開示した資料は誰も見れるということで、その請求した人だけ見れるということではないのが基本です。

○矢島情報公開課長 そうですね。請求理由も問わないという形なので。

○関根委員 請求理由も問わないんですね。

○矢島情報公開課長 はい。請求理由は問わないってどこに書いてあるんですか。

○内田情報公開課係長 今の情報提供の一番最初の自治会長・町内会長の名簿というのは、何丁目に、どこにどんな自治会があって、その会長のお名前までは市民協働課でも公開しています。ただ、自治会長の住所とか、それから副会長以下の傘下の方のお名前とか住所までは公開していないということです。最初から情報提供できる部分と、それから請求されても出せないところがあります。

○関根委員 情報公開してほしい相手が、なぜ情報公開したのかというのを、その目的というのを聞かない理由というのは何かあるんですか。

○矢島情報公開課長 すぐちょっと何条というふうにお示しができないんですけども、ハンドブックのどこかに、すぐ見つからなくて申しわけないんですけども、ちょっと待ってください。

○芳野会長 ハンドブック56ページに書いてあります。具体的に書いてあるわけではないんですけども、一般的に自治体の情報公開というのは理由を問わないが原則なんですよ。

なぜかという、知る権利の実施であって、要するに、市を訴えたいからとか、市を批判したいからとかいうことを市に対して言って公開をすることかということもあり得るわけで、理由を聞くことによって結局知ることを抑制してしまうということなので、出していいものについては理由を問わず出しましょうというのが基本的には情報公開に関する基本的なスタンスなんです。だから、むしろ理由は聞いてはいけないというふうな感じで運用されているのが基本です。

何か商売のために聞くのはいかがなものかというような御指摘はあるけれども、そういう権利の行使として聞くものを聞けなくしてしまうことのほうが問題なのでということで、原則は聞いてはいけないというふうになっています。

○内田情報公開課係長 すみません。ハンドブックの99ページ。第9条の解釈運用基準があるんですけども、一番上のアとありますね。そのところなんですけど、公開請求に係る情報を特定するために必要な情報の運用を十分に行う、ただし請求者に請求する理由を聞くことを許されない。なぜなら請求をしようとする者に請求理由を聞くことは、請求しようとする意思を制限してしまうこと及び当該理由によっては公開・非公開の判断に影響を及ぼすとの不信感を抱かせる、まさに今会長のおっしゃったところで、こういった理由で、何で請求するんですかという理由は聞かない。

○芳野会長 先ほどの関根委員の質問ですが、動機を聞くのですかということと、個人情報を開示するときに、例えば、自治会長とか、こういう個人情報を配慮して、ちゃんと出しているんですかということですか。

○関根委員 それは聞いてないです。何でもかんでもが目的ははっきりしないのに、何か公開するのちょっと怖いなど、気味が悪いというか。

○芳野会長 情報公開はこういうシステムになっているという。

○関根委員 ただ、実際にこれ、営利目的っぽいような、そういう請求とかあるんですか。

○内田情報公開課係長 ありますね。株式会社だったり、必ずしも請求する方は個人に限らない。恐らく営利目的なのかなという、そういう方がいなくもないんですけども、何人も請求できるという。

○矢島情報公開課長 理由を聞いていないです。件名で見ていただくとおわかりになるものもあると思います。

○関根委員 微妙なんですね。

○内田情報公開課係長 微妙といえば微妙なんですね。数は多くないですが。

○矢島情報公開課長 それから、後でまたその他でお話しようかなというのがあるんですが、今、オープンデータという考え方もありますので、ちょっとそれはまた後ほど御説明させていただこうかなと思っています。ちょっと今時代はどんどん変わってきているかなという印象はございます。

○芳野会長 よろしいですか。関根委員。

○関根委員 大丈夫です。

○芳野会長 ほかに何か御質問ありますか。島田委員、どうぞ。

○島田委員 確認的なことなんですが、先ほども御報告の中で当市における公開情報の特徴で、この2ページ目で同一人による請求件数が多いというのが何か当市の特徴だと思うんですが、僕が理解する他市との比較で見ますと。例えばここに書いている内容の中で、繰り返し請求は苦情関連が多いわけなんですよけれども、例えば、この5ページの生活安全課の受付ナンバー48番ですが、記載内容を拝見しますと、1行目に「逗子郵便局へ生活安全課長と〇〇職員が、私、〇〇と一緒に行き」ということですが、この「私」というのは内部の職員ではないと思うんですけれども、そういう理解でよろしいですか。内部の職員のような感じもしたりとか受け取れるんですが。

○内田情報公開課係長 請求された方です。

○島田委員 それは外部の。

○内田情報公開課係長 もちろん、外部です。職員ではない。

○島田委員 わかりました。

○芳野会長 よろしいですか。

○島田委員 はい。

○芳野会長 ほかに、何か御質問ありますか。よろしいですか。何か御意見とか、よろしいでしょうか。

では、以上で議題1のほうはこれで終わらせていただきたいと思います。

それでは、議題2、情報公開制度の検討課題についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、資料2の情報公開条例第3条解釈運用基準の改

正につきまして、内田係長より御説明をさせていただきます。

○内田情報公開課係長 それでは、資料の2、1枚だけのものをごらんください。逗子市情報公開条例の解釈運用基準の一部改正になります。

内容的には軽微なのですが、改正案として御報告、御提案をさせていただきます。

こちらは、情報公開条例の第3条にそもそも情報とは何かという定義をされているんですけども、その解釈の運用についてを変更させていただきたく改正させていただきました。

左側が現行の今の表記です。右側が改正案となります。

そもそも第3条のところに何が記載されているかなんですが、すみません、青いガイドブックの53ページのところをごらんいただきたいんですけども、第3条をちょっと読みます。定義のところです。

「この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（磁気テープ、フィルム等を含む。）に記録され、当該実施機関が現に保存又は保管しているものをいう。」と。

この「情報」とは何、「文書」とは何かというような説明がこの53ページのそれぞれの下のほうに出てきます。ちょうどこの解釈の（3）のところを改正させていただきたいというのが今回の趣旨です。

現行ですと、大きく「文書」とは何かという説明と、それから「磁気テープ、フィルム等」とは何かといったような説明がそれぞれパートに分かれてしておりますが、イメージとしては、「文書」というのは主に紙ベースのものを想定しておりまして、「（磁気テープ、フィルム等を含む。）」というのが、いわゆるデジタル媒体のものを想定しているんですけども、現行ですと磁気テープとはこういうものだ、フィルムとはこういうものだ、「等」というふうに表現しているんですけども、時代とともに内容のメディアもどんどん進化しておりまして、表現がちょっと合わなくなってきたために、「磁気テープ、フィルム等」を一つデジタル媒体と捉えまして、解釈の説明書きのところを変更させていただきたいと思います。

今回、変更に至った経緯なのですが、同じような表現が実は個人情報の、本日お配りしたピンク色のものなのですが、同じような部分がございます、こ

ちらのサーモンピンク色の個人情報保護ハンドブックのほうの、72ページ。

ちょうどこの下から2つ目、フィルム及び文書について似たような表現が出てまいります。

もともと条例のつくりが微妙に違うんですけども、もとを正しますと、こちらの個人情報保護条例のほうは、番号法の関係で改正しようと思っていたときに、こちらには「(磁気テープ、フィルム等)」という表現が条例には出てこないのに、いきなり電磁的記録媒体とは、磁気テープとはというようなイメージの説明書きがあるものですから、これはちょっと直さなくちゃいけないなと思いました。

その際に、表現も時代とともに変化して古いという話になりまして変えたのが個人情報のほうのピンク色のハンドブックの解釈についてなんです。

今回、ブルーの情報公開条例のほうの解釈運用基準も同じように改正させていただきたいということで御提案というか、御説明をさせていただきました。

○芳野会長 これは、現行というのは53ページですね。

○内田情報公開課係長 はい、そうです。

○芳野会長 個人情報のア、イ、ウになっているんですけども、情報公開のほうは(3)ア、イ、ウというのは、もともとない。

○矢島情報公開課長 ないです。申しわけありません。

○芳野会長 ということは、エとか、オとかじゃなくて。

○内田情報公開課係長 なくて、(3)です。

○芳野会長 (3)を「文書」とはいうところ。

○内田情報公開課係長 はい、そうなんです。

○矢島情報公開課長 個人情報の関係の、申しわけありません、オの以下省略もないです。

○芳野会長 (3)第3号関係で、エのところに書いてあるような文章をそのまま変更するというのでよろしいですね。

その前提で何か御質問とか、御意見とか。何かありますか。

これは磁気テープと、フィルムというのがクロスオーバーしてきている時代になっていることなのですか。

○内田情報公開課係長 そうですね。本当言いますと磁気テープとかフィルムと

という言葉もそろそろ時代にそぐわない表現なのかもしれません。条例そのものを変えることになるので、議会の議決が必要だったり、かなりハードルが高くなったりするものですから、要は電磁媒体とはこういうものだということを今、流行の先端に近い状態で解釈の運用でも直させていただくことになりました。

○**芳野会長** 今の段階の電磁媒体というのはこういうことが考えられるということ为例示しておられるということですね。将来的にはまた違うものによって変わってくるかもしれない。

○**内田情報公開課係長** 時代とともに表現は変わってくると思います。

○**芳野会長** 何か御意見、御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、この審議会としては、こういう形での定義の改正について特に異論はないということによろしいでしょうか。

では、議題の2を終わらせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。次第ではその他ということになっていますが、その他について何がありますでしょうか。事務局からお願いいたします。

○**矢島情報公開課長** それでは、議題3、その他について御説明いたします。

3点ほどございます。

1点目は、情報公開ハンドブックの改訂につきまして、内田係長より御説明をさせていただきます。

○**内田情報公開課係長** 引き続きまして、私のほうから事前にお送りしました情報公開ハンドブックの28年4月版を改正点を中心に御説明をさせていただきますと思います。

変更内容は、主に行政不服審査法に関する改訂が主な変更となっております。

行政不服審査法というのがございますが、50年ぶりに抜本的な制度の改正がありまして、それによる改正点が主なものとなっております。これによりまして逗子市の情報公開条例と、あとは解釈運用基準の改正が必要となりました。

あわせて、私どもが所管しております逗子市個人情報保護条例、それから解釈運用基準、ピンク色のこちらのほうも同じように改正しております。

改正の主なポイントなんですけど、こちら行政不服審査法の改正によりまして審理員制度というのが一つ導入されたということと、それから第三者機関への諮問手続をするもの、それから使いやすさの向上という意味で審査請求できる

期間が現行60日なのですが、3カ月に延長された。このあたりを取り込んでいます。

具体的に説明しますが、7ページのところ条例レベルで変わったのは1カ所だけなんですけれども、第15条の第12項のところ、7ページのちょっと上のあたりです。「この条例による不服の申出は」と始まる短い文があると思うんですが、ここのところが行政不服審査法、以前、昭和37年法律第何号ということで昭和の規定だったんですが、こちらは平成26年に公布されたもので、26年法律第68号というふうに変えさせていただいて、さらに審査請求という言葉、今までは不服申立てという表現だったんですが、審査請求という言葉に統一されました。ここが変更になっております。条例で変わったのは、ここの部分だけです。

その後は、いろいろ出てくるんですが、19ページ、20ページあたりをごらんください。

これは情報公開請求があったときに、全部公開ではなくて一部非公開になる部分が出るパターンの際の通知書のスタイルです。通知書の一番最初に出てくる文言が大きく変わりました。

本来ですと、1枚目の通知書の表面に不服の表示というのを全部載せるんですけども、今回内容が盛りだくさんになってしまいましたものですから、1ページめくっていただくと20ページのところ、決定通知内容のところには訴えの例というくだりが出ています。ここのところが変わって、例えば、今申し上げました2番のところ、決定に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内だったのが3カ月以内になります。審査請求をすることができる、言葉も「審査請求」に変わった。

それから、本市オンブズマン制度があり、情報公開審査員に対して不服の申出ができるという制度がございます。これは現行どおりなのですが、順番を一番最初に持ってきて、2番目が今申し上げた法律の改正による言葉の修正です。こういった形で変更させていただきました。

同じような例で、次に出てくる隣のページの5号様式に、情報公開拒否決定通知書ですとか、さらに次のページ6号、7号、不存在ですとか、存否応答拒否決定通知、このあたりも不服の教示は必ず必要になりますので、今と同じよ

うな形で変更になっております。

それから、104ページ、第10条関係、公開するかどうかの決定というところの中ほどで第3項関係というような部分ですけれども、第3項関係の2行目のあたりに「その内容によっては」と始まりまして、不服等の申出、行政不服審査法に基づく審査請求、この異議申立てという表現が審査請求という言葉に変わりました。

それから、情報公開審査委員に対する不服の申出も一番最初に持ってきたという件、先ほどと同じパターンで変更しております。

同じ理由で、隣の105ページ、中ほど(3)「公開又は非公開の決定に当たっての留意事項」で始まる、最初のアのところは全く同じ理由で、上から4行目、不服の申出、審査請求及び訴訟の提起という形で表現をあわせて改正しております。

同じような理由で改正箇所が、この後何カ所か出てまいり、細かいところは割愛しますが、あとは128ページ、これはすみません、行政不服審査法とは別です。

(5)の「公開する情報の撮影等の承認」、ちょうど去年の審議会で御審議いただいたところなんですけど、情報公開請求いただいて資料を開示するときに、通常ですとそのものを紙でコピーしてお渡しするか、あるいはデータにしてCDでお渡しするか、どちらか選べるんですけども、御自分がお持ちになったデジタルカメラで撮影していいのかというような議論があったかと思います。これについては他市の状況等見ながら、撮影についてはいいだろうということで、その部分をここに盛り込んで今回ハンドブックの改訂に盛り込ませていただいております。

ただ、本市の場合ですと公開資料に情報公開条例に基づき開示した資料ですということを示すスタンプが必ず入っています。それをデジカメでどう反映させるかというところで、透明なクリアの板にそのスタンプがついたものをもととこちらで用意して、公開する資料に重ねるようにしてそれで撮影していただくという開示の方法になっております。ただ、まだそういう方は一人もいらっしゃらない。一応できるという形にはしております。

それから、この後も何カ所か、先ほどの行政不服審査法の変更による表記と

いうのが出てまいります。

132ページです。第15条関係のところの後半ですけれども、解釈運用基準第1項関係のところですか。こういったところも中身が審査請求、そういった表現になっております。基本的に行政不服審査法が施行されたことによって、公平性という観点では非常に進歩したんですけれども、本市のオンブズマン、情報公開審査委員に不服の申出があった場合は30日以内に結論を出すという形で、ここまでは国の制度も追いついていないということで、その辺の長所短所じゃないですけれども、それぞれの制度のことを盛り込みました。

それから、途中は同じような表現が続きますが、ちょっと飛ばしまして140ページです。

これもちょっと行政不服審査法とは違いまして、これは後からの報告ですが、中ほどの(1)のところ、「図書館その他これに類する施設」ということで、今まで公民館の表記がありました。御承知かと思いますが、今、公民館はなくなりまして、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンターということで名前が変わりまして、所管課も変わったということでございます。これによりまして、表記の変更をさせていただいております。

149ページ、こちらの会議の公開のところですが、第2項関係、真ん中よりちょっと下のあたりですが、(1)で庁内会議の傍聴申請を拒否する場合にはと、こういったところにも読み始めると2行目あたりに行政不服審査法による審査請求というのがあります。ここも改正しました。

2ページめぐりまして、151ページの21条のところも運用状況のところ、3、運用のところ(1)のキとクのところを審査請求と直させていただいております。

最後に、166ページ以降、フローチャートが載っています。今、私が説明してきたことは、166ページ以降が一番早くわかっていたかと思いますが、フローチャート一番右に請求者が実施機関に請求するところ、矢印があると思いますが、第三者機関への諮問、答申というのが今までありませんでした。こういった審理員による審議が新たに行政不服審査法で入りました。

最後の168ページ、169ページは流れというふうになっていますが、先ほど御説明したところが流れの矢印となっております。後ほどごらんになっていた

だきたいと思います。

特に右側の「救済手続の流れ」というのも、1のオンブズマンへの不服の申出をトップに持ってきまして、2番目が審査請求、3番目が訴訟ということで、このあたりを図にして改めて説明書きをしたもの、このあたりの改正を4月から加えさせていただきました。

すみません、簡単ですが以上です。

個人情報のサーモンピンク色のほうも同じように改訂されております。詳細は省きますが、ただ、もう一点、個人情報のほうのハンドブックは昨年度、番号法により改正がありまして、そちらのほうは結構条文が変わっております。

請求できる方の範囲が変わったりですとか、そういった内容の変更が多々ありました。その他は内容的には情報公開も個人情報のハンドブックも改訂内容は一緒です。きょうは情報公開運営審議会なので詳細は割愛します。後ほど、個人情報のハンドブックは会議後にお持ち帰りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○**芳野会長** ありがとうございます。

行政不服審査法は、前回のこの審議会でかなりいろいろ詳しく御説明いただいたと思うんですが、それをハンドブックに反映させていったということによってよろしいですか。

○**内田情報公開課係長** そうです。

○**芳野会長** 何か御質問とかございますでしょうか、御意見とか。まあもう刷り上がっているものであれですけども、今後またこういうふうなものも、ぜひとか御意見があればどうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、その他は3つ議題があるということですね。それでは、1つ目の議題はこれで終わりにさせていただいて、2点目について事務局のほうからお願いいたします。

○**矢島情報公開課長** それでは、議題3の2点目になります。(仮称)自治基本条例と情報公開制度ということで御説明させていただきたいと思いますが、経営企画部次長であり担当課の企画課長でもあります福本次長から御挨拶させていただきたいと外で待機しておりますので、入室してもよろしいでしょうか。

○**芳野会長** よろしいでしょうか。この自治基本条例を担当される。

○矢島情報公開課長 所管している企画課長兼ねております。

それと、ちょっと申しわけございません、情報公開請求が入っているということで、内田係長、一旦退席をさせていただいてちょっと様子を見て、また戻ってくるという形で、すみませんが。

○芳野会長 福本次長、入室よろしいですか。はい、ではよろしく願いいたします。

(福本経営企画部次長 入室)

○福本経営企画部次長 こんにちは。福本と申します。経営企画部の次長で企画課長を兼任しております。

本日は、この場にて自治基本条例の検討のことにつきまして議題として取り上げていただけたということで、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○芳野会長 よろしく願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、御手元にお配りいたしました資料3をごらんください。私のほうから、(仮称)自治基本条例についてということで簡単に御説明させていただきます。

こちらにつきましては、日程調整の際にも御案内させていただきましたが、資料3にありますように、6月25日土曜日にまちづくりトークが開かれ、自治基本条例の制定に向け講演や市長との意見交換が行われました。

市民が主役のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めるものとして、平成30年の制定を目指して検討が始まりますが、条例の検討に関連し、情報公開制度の視点、個人情報保護の視点での検討もあるということで、検討会には課長が、ワークショップには係長が参加することとなりました。

担当課は企画課となりますが、現時点で具体的にどのように進めていくのか、どのように話し合われるのか決まっていない部分もありますが、ワークショップで話し合われたこと、検討会で検討されたことを当審議会で御審議いただくこともあるかと思っておりますので、今後の会議でその都度御報告等させていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○芳野会長 よろしいですか。福本次長、せっかくお越しになっているので、何

か補足があれば。

○**福本経営企画部次長** わかりました。今、事務局のほうから概要が説明ありましたが、自治基本条例というのは全国で300を超える数があるんじゃないかと言われております。

「あるんじゃないか」と言われているのはどういうことかということ、自治基本条例というのは、法律に基づいてつくらなければいけない条例とか、そういったものではなくて、それぞれの自治体が自分たちのまちづくりを目指して、必要に応じてつくっているということですので、条例の名前が違ったりだとか、あるいはその中に書き込んであることが統一されていない、要するに市や町で違ったりもするんです。

それなので、どれをもって自治基本条例というふうにカウントするかというのが明確な基準がないので、300を超えるといったようなちょっと曖昧な表現になっております。

神奈川県内でも、実は神奈川県を初めとして20の自治体が自治基本条例を既に制定、運用しているという状況です。逗子市におきましては、それこそ、池子の森ですね、米軍家族住宅が建つ、建たないといったような、もう30年以上も前に逗子市の大きな課題として市を二分するような状況でもって問題となっております。

そのときの市長が、やはり例えば住民投票したいんだといったような観点から、今でいう自治基本条例的なものをつくりたいといったような動きが実はありました。

ただ、逗子市はそのスタートが早かったんですが、その後いろいろな政治的なスタンスだとか経過がありまして、実はつくられぬまま今に至っているという状況があります。

それで、今、市長もやはり逗子のまちづくりをもっともっと発展させていくためには自治基本条例をつくりたいといったような考え方がございまして、今回の運びになったところでございます。

以上です。

○**芳野会長** ありがとうございます。

初めて聞く話なのでいろいろ興味があるところもあると思うんですが、皆さ

ん何か御質問とかありますでしょうか。

○福本経営企画部次長 私のほうからもう少しいいですか。ごめんなさい。

自治基本条例、ちょっといまいちぴんとこないですよ。

こちらの関係でいきますと、先ほど事務局のほうからこの関係の話がありましたが、自治に関することですので、例えば行政はこういうことしなければならぬとか、あるいは自治は行政だけじゃなくて市民も一緒に担っていくものですから、市民はこういうことをするだとか、そういったようなことを書いてお伝えするというのが通常のパターンです。

そうすると、当然のことながら、いわゆる情報公開あるいは情報の取り扱いというのは、行政はこうすべきだ、しなければならないということに関しては非常に大きな要素になります。

ただ、逗子市の場合は、情報公開制度は、ここまでかなり築いて来ておりますので、今回、自治基本条例を検討するに当たって、改めて情報公開制度について検討し直さなければならないといったような状況ではないというふうには認識をしております。

ただ、ここまでの逗子市の情報公開制度のことを無視してつくるわけにもいきませんので、自治基本条例の検討を進めていく中に当たっては情報公開制度のことを踏まえていかなければならない。もしかすると、その中では若干の文言の整理みたいなものも実は出てくる可能性があるんじゃないかなと思っております。

進め方としましては、御手元の資料のスケジュール表が、右下に5と書いてあります。ありますか。これが2年間かけてつくっていくというスケジュールのラフなものなんですけど、28年度、29年度に検討していきます。

上のほうに、市民参加のWS、WSというのはワークショップなんです。真ん中に矢印があって行き来しているんですが、その下に自治基本条例検討会での検討とあって2段階の検討をしていくんです。

自治基本条例検討会というのは市の関係所管、企画課であったり、情報公開課であったり、あるいはまちづくり条例も関係していますのでまちづくり課であったり、そういったところがあるのと、あともう一つはそこでお世話になっている学識の先生にも会議のほうに出ていただくことを考えております。

上のほうのワークショップというのは、市民の皆さんが逗子市の自治というのはどうあるべきなのというようなことを皆さんに考えていただくための、つまり検討会での材料出しというイメージです。

そのときに、この市民でのワークショップにおいて、例えば逗子市の情報公開制度をもっとこうしていきたいなとか、あるいはこういう方向を目指すべきなんじゃないかといったような意見が出る可能性もございます。それを検討会で議論をするんですが、ただ、情報公開に関しましてはこの場がありますので、まずはこちらで一度そのことに関して議論をしていただいて、ここで言うところの検討会のほうにそれを反映させていく、そのようなことを手続としては考えているところですので、状況によってはこちらのほうでかなりきちんと御議論いただくといったようなことも可能性としてはございます。

- 関根委員** 質問、ちょっといいですか。基本的なこと全くわかっていないんですけれども、自治基本条例というのは普通の市区町村条例のことなんですよ。
- 福本経営企画部次長** 市町村条例。
- 関根委員** 市の条例、そういうことですよ。
- 福本経営企画部次長** そうです。
- 関根委員** わかりました。
- 芳野会長** 何か質問ありますか。ほかに。これから始まるということだから、情報公開とかかわってくるところについては、またこういう形で持ってきていただくということですね。
- 福本経営企画部次長** そうですね。そういうふうになる。
- 芳野会長** 今のうちに何か聞いておくとかありますか。
- 福本経営企画部次長** ワークショップは市民の方が参加できる形になっていますので、実はメンバーの募集というのを公募していたんですけども、期間としては終わっちゃっているんですが、ぜひかかわりたいという方がいらっしゃるんであれば、企画課のほうにおっしゃっていただければまだ大丈夫だと思いますので、もし御興味ございましたら手を挙げていただけたらと。
- 矢島情報公開課長** 審議会の委員さんでも大丈夫ですか。
- 福本経営企画部次長** 余り気にしなくても、あくまでも、市民であれば、市民としての権利がございますので。

○**関根委員** これって例えば、歩きたばこはだめとか、そういう条例、歩きたばこはだめよとか、そういう例は。

○**福本経営企画部次長** それは多分個別の条例のほうでカバーをしてしまうんですが、恐らく自治基本条例は先ほど事務局からの説明で基本的なルールという言葉があったかなと思うんですが、例えば、歩きたばこを禁止するか、しないかというのをどうやって決めるんだらうと。

今だったら、例えば市長が、政治家が、歩きたばこはけしからんと言って条例案をつくって行政の中で考えて出すというつくりになっているじゃないですか。それを例えば、市民の方が意見を市へ持っていったときにどうやって政策に反映していくんだとか、そういったことを議論の上で自治基本条例にしていくといいのかなと思っております。

○**芳野会長** 何か、ほかに御質問ないですか。よろしいでしょうか。また、おいおいいろいろこの審議会を通してまた聞かせていただくこともあるかと。

島田委員、どうぞ。

○**島田委員** ここに、松下さんのプレゼンテーション資料ありますよね。

このところでいろいろ、私は参加していませんのでわかりませんが、この一番冒頭の、なぜ問い直すのか、問い直さないとな何が困るのか、これは一体どういう方向で、ちょっと説明すると。

○**福本経営企画部次長** この問いは、恐らく自治基本条例に限らない問いだと思います。

条例じゃなくても、例えば今、逗子市では地域自治制度というのを始めているんですが、御存じですか、小学校区単位で協議会をつくるというのは。

○**島田委員** いや、知らないです。

○**福本経営企画部次長** 知らないですか。実はやっております、それはやっぱり問題解決のために地域発のまちづくりをしていこうということなので、それを逗子市は小学校区単位で協議会というのをつくってやっていこうと考えています。

これは、ここ数年来かなりちょっとよく言われた言葉で言うと「新しい公共」という概念があるんですが、公共サービスをやるのはいわゆる行政だけじゃないんだよということです。自治会・町内会を初めとして市民の活動も公共

を担うんだといったような発想なんですけど、実はそれと同じことがこの条例にもあります。つまり、逗子市に限らず自治体はこれから少子高齢化が進み、まちづくりの担い手が先細りしていくと同時に、お金、要するに税収も下がり、だけど、かかる経費は増えていくという、こういう状況なんですね、日本全国、全体が。そうすると、今言った「新しい公共」、つまり役所が全部関与するんじゃないくて、市民の力で解決できることは解決していこうよというのが「新しい公共」なんですけど、それを例えば条例の中で方向性を考えようということなんです。

なので、そういった状況があるということが、問い直す、あるいは何で必要なかといったようなことなんです。そこに向かって逗子市がどうありたいのか、どうあるべきかというのをこれから考えていきたいと思います、そういうことです。

○**島田委員** 要するに、今おっしゃった市民参加で行政の政策あるいは評価、その辺についてももっともっと市民参加でやっていこうと、そういうところですかね。

○**福本経営企画部次長** そうですね。市民参加はこれまで十分続けてきています。それで十分なのかどうかというのはまず議論していかないとわからないところです。ただ、方向性としてはおっしゃるとおりだと思います。市民参加、あるいはもっと言うと市民協働という言葉のほうが最近はおもしろいかなと思います。

○**島田委員** あと、既に300自治体がもう実践されていると。これの中で、この基本条例を生かして今言ったような市民参加の行政をやっているというベスト・プラクティスという、最もモデル事業のような自治体というのはどんなところが挙げられるのですか。

○**福本経営企画部次長** なかなか実はその答えを見つけるのは難しいんです。というのは、例えば自治基本条例というのはどういうものかという決まった一つの答えはなく、その町々が必要な条例をつくるのが自治基本条例なので、実はどこがいいというのはちょっと言えないんですけど、ただ、実はこの取り組みで全国的に脚光を浴びた北海道のニセコ町というところがあります。そこは自治基本じゃなくて、まちづくり条例というのがあるんですけど、その中でまさに

先ほど言った市民協働、市民参加型まちづくりというのが実は載っていました。

それこそ、1人何か1つまちづくりに貢献するというような条文があったかと思います。ある意味、市民協働型の行政運営とかの先駆けでしたね。そういった概念を条例に定めたと。

ただ、現在、ニセコ町はどうかというと、実は頑張り過ぎちゃって、いわゆる協働疲れ。市民の人たちも大事なことだというのはわかるんだけど、俺たちには俺たちの生活があって、町役場でいう協働、協働、それにいつまでもつき合うというほど俺たちは余裕がないんだよというのが現実問題だったんですね。

なので、実は現在ニセコ町はその部分がなくなっちゃたんです。つまり、つくってみて、やってみて、やはり理想と現実のギャップが多分あったんだと思うんですね。なので、ニセコ町は何回も改訂を重ねながら、自分たちの町の必要な条例という形にどんどん変わっていくという状況です。

そういった意味では、もしかすると変わっていくこと自体が成功の一つの事例として数えられるのかなと思います。

逗子市は、まだ中身は何にするかというのは全然これからの検討ですので、逗子市にとって本当に何が必要なんだ、役に立つ条例とは何なんだろうというのが、先ほどのワークショップ等を始めとして市民の皆さんの知恵をかりながら形にしていくという段階です。余りどここの自治体の条例を持ってきて上書きしちゃうみたいな発想は実は持っていません。

○**芳野会長** ほかに何かありますか。これから逗子市らしさは何かということを探していくということですかね。

○**福本経営企画部次長** そうですね。

○**芳野会長** どうぞ。

○**栄田委員** こういう関係は逗子広報だけで市民に訴えているだけですか。

○**福本経営企画部次長** 実はまだこれから決まるので具体的には、広報も進んでいないんですが、基本的に市役所の広報の仕方はこれに限らず「広報ずし」とホームページが基本になります。

当然のことながら、自治基本条例もそれをやりますが、ただ、それ以外にこういう会議に出ていって必要な情報を提供していくということですか、ある

いはかわら版みたいなものを出して、情報の共有に参加していない市民の方も含めて、少しでも情報が共有できるような方向を目指したいというふうには今考えております。

○**栄田委員** 正直、この情報公開制度、出ているんですが、この出席に関しても、出席するまで知らなかったんですよ。私の友人にこの会議に出ているんだと言っても知らない人が多い。ホームページで載せていると言っても、見る人はほとんどいないんです。

○**福本経営企画部次長** そうですね。わかります。

○**栄田委員** 私の母も80過ぎてパソコンなんていじらないので、老人も多いし、子どもも多くなってきているので、もうちょっとそういう市民への訴え方を考えながらやっていかないと、そもそもが成立しないんじゃないかと思うんですけれども、一部の住民だけで終わってしまうと、と思うんですけれども。

○**福本経営企画部次長** それは、恐らくこれの案件に限らず全てに共通する課題として、それは認識しているところです。

○**栄田委員** 偏った意見で話がまとまっていっちゃうと思うので、その根本をまず。

○**福本経営企画部次長** そうですね。なのでワークショップというのは、今までよくあるパターンは、いわゆる立候補制なんですけど、今回のワークショップは市民の方に無作為抽出で案内をしています。

結果的に参加する、しないは本人の自由意思なので、立候補なんですけど、ただ、それこそまさに広報見ない方もこんな通知が来ちゃったわという、裁判員制度の仕組みじゃないんですけれども、あるとき突然こうやって手紙が来るといふ。実は2,000人の方に御案内を差し上げました。

何回かこういったことやっているんですけれども、大体3%から4%程度の参加があります。なので今回、実はその2,000人の中から80名を超える市民の方が今のところワークショップに参加したいと。あと、これプラス、その2,000人じゃない、広報ですとか見た方、いわゆる純然たる立候補の方がやはり20名くらいいらっしゃるんで、約100名の市民の方が今参加をしていただけている状況となっています。

○**栄田委員** 年齢的には。

○福本経営企画部次長 年齢はまだ、参加の募集のときに、年齢の情報をとって
おりませんので、まだ実は第1回もこれからなんですね。なので、まだお会い
したことのない皆さんなので。

○芳野会長 栄田委員、貴重な御意見ですよ。ありがとうございます。

○栄田委員 この委員会を知っている方いないんですよ。それが私ちょっと寂し
いんですよ。何をやっているのと言われて一応説明はするんですけども、そ
れで広がってはいってくれていると思うんですけども。

やっぱり子どもの小中学生の親は知らないです、この委員会自体。すごく疑
問をたまに思いながらここに来ていると思うんですけども。

○神田委員 これに関しても、市民参加型というところをすごく大々的にうたっ
ていらっしゃるので、ワークショップの参加に関してはその2,000人の方に通
知をしてとおっしゃってはいましたけれども、それにも漏れてしまったその他
大勢の市民の方たちにどうやって周知していくのかというところが、広報もな
かなかじっくりと見る時間がない方もいらっしゃるでしょうし、そもそもホー
ムページも私も必要なときしか、必要なときに、必要なところを見るだけ
ですので、例えばそれぞれが住んでいるところによって自治会があるので、そう
いったところの中の理事会の中で市の職員が出向いて少し説明をしてくださ
るか、回覧板で何か回すとか、何かちょっと高齢化が進んでいる逗子市独特の周
知の方法というのが必要なのかなと、私も思いました。

○福本経営企画部次長 ありがとうございます。

○栄田委員 福祉課を協力体制に入れたほうが良いと思うんですけども。

○福本経営企画部次長 福祉課。

○栄田委員 福祉の分野の老人訪問のヘルパーさんとかにこういう、これからや
ることでしたら、老人の意見とかもあると思うんです。老人を見る家族もどう
いうふうにやっていきたいかというのが出てくると思うので、意見がそこから
出てくると思うんです。例えば、独居の方もいらっしゃいますので、福祉課巻
き込んだら。

○福本経営企画部次長 わかりました。いろいろとありがとうございます。

○芳野会長 ほかには、よろしいでしょうか。

○関副会長 すみません。2,000人に案内出したということなんんですけども、

どういう範囲でというか、どういう選別というか形で出されたんでしょうか。

○福本経営企画部次長 範囲は住民登録をベースにしますので、対象は全員の方です。サンプリングは、無作為です。

○関副会長 もう年齢も……

○福本経営企画部次長 全然、はい。

○関副会長 それは、もう成人以上の住民というのが。

○福本経営企画部次長 18歳以上です。

○関副会長 18歳以上。ああ、そうですか。ありがとうございます。

○関根委員 ついでに聞きたいんですけども、さっき税収が減ってきて、出ていくものは上がりますよということじゃないですか。これは結局、福祉の部分でお金がかかるという意味ですよ。それを目的にした自治基本条例というのをつくるのが目的なんですか。

○福本経営企画部次長 いや、ちょっとここ少し頭の整理しなくちゃいけないんですが、例えば福祉を何か手当てをしなければいけないというのは、条例ではなくて事業です。つまり計画づくりです。福祉で言えばそれは福祉部があって、介護のセクション、子育てのセクションといろいろあります。そこはどういったサービスをやっていくのかというのは、いわゆる総合計画というのをベースにしてそれぞれの計画を立てています。それでもって要するに目の前の課題を解決していくということです。

自治基本条例というのはどちらかというと、そういった計画の中身をどうやってつくるんだとか、どういった発想でもってやっていくんだとかという大きな柱立てですとか、手続のルールを定めるのが条例。

○関根委員 そのメインは地域包括ケアとか、そういったほうに接するという方向ですか、そうするともっと全体的なウイングということですか、市の自治に関する。

○福本経営企画部次長 自治ですので、例えば包括はいわゆる福祉における課題解決の方法論ですけども、なので、そのこと自体をこの条例の中に取り上げる話ではないんです。ただ、もし条例の中でそういったものを例えば入れるとすれば、例えば行政だけじゃなくて市民の力を結集して、地域の課題を解決していきますとか、何かそういうことになると思います。

○芳野会長 いかがでしょうか。小松原委員いかがですか。

○小松原委員 前回の御案内で6月25日にこの講演会があるという御案内をプリントにしていたので、これに興味があつて行きたいと思ったんですが、仕事があつてちょっと参加できなかつたんですけれども、結局、キックオフ講演会に参加された市民の方はどのような感想だったのか参考に聞かせていただきたいんですが。

○福本経営企画部次長 まず、参加した市民の方は28人でした。まちづくりトークは年に大体5回から10回ぐらい、年によって若干ばらつきがあるんですが、そのぐらいやっているんです。大体、参加人数は少ないと10人ぐらいとか、声かけをしないと10人ぐらい、そんなものです。

逗子市の人口規模からすると、28人というのはまあちょっとよく出てきてくれたかなと。

どんな反応だったかと、感触ですね。実はまだよくわかりませんという受けとめ方をされたというのが正直なところなんです。なるほど、なるほど、例えば先ほどのこの松下先生のプレゼンテーションの話で、何かわかった、でも自治基本条例と具体的に考えたときに、それって一体何なんだとか、中身というのはどういうものにしなきゃいけないんだろうねというのが、まだ、ちょっとイメージが湧きません、そういったような感触でした。

なので、意見交換も市長としたいといつても、そんなに中身の議論といえますか、具体的な議論にならなかつたというのが25日の印象でした。これからだと思えます。

○小松原委員 ありがとうございます。

○芳野会長 ほかに、何かありますか。よろしいですか。

では、この問題は引き続き考えさせていただく課題とさせていただきたいと思えます。福本次長、ありがとうございます。

○福本経営企画部次長 いいえ、こちらこそ貴重な時間をありがとうございました。よろしく願いいたします。

(福本経営企画部次長 退室)

○芳野会長 それでは、その他の議題の3つ目。事務局のほうでお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、3点目になりますが、資料4に基づき御報告させていただきます。

きょう、お手元に、逗子市情報発信推進員及び情報発信推進員会議の設置等に関する規程及び逗子市情報発信戦略2014と2017を配付させていただきました。

こちらにつきましては秘書広報課が担当ですが、広報、ホームページにおける情報発信について、職員による会議を設置し、積極的に情報発信のあり方等について検討、取り組みをしているもので、2014年に情報発信戦略を作成し、3年後に評価をし2017年に新たな戦略を策定しております。

従来型の一方的な情報発信、提供ではなく、双方向のコミュニケーションを果たす市民協働型の情報発信を推進しております。こちらは外部に向けての資料ではなく、職員が共有する資料でございます。

今回、報告させていただくに至りました経緯としましては、ハンドブックの153ページと154ページをお開きください。

こちらは逗子市の情報公開条例第22条の情報提供の推進に関する条文は平成16年に追加されたものですが、実施機関は、市の重要な施策に係る条例の制定及び計画の策定に関する情報、予算に関する情報、市民生活に影響を与える手数料等の公共料金に関する情報等を正確でわかりやすく市民に提供するよう努めるとともに、市民が必要とする情報を的確かつ容易に利用できるよう広報誌等の改善に努めなければならないと規定されておりました。こちらの1、趣旨に記載されていますように、条例第2条第1号で、条例の基本原則の一つとして、市の保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、情報提供の推進に努めるものとする規定しています。

この基本原則をさらに実効性を持たせるための方策として、具体的な情報提供の推進について規定したものです。

154ページになりますが、2の解釈の(3)に広報誌等の改善ということでア、イ、ウが規定されています。イに審議会の情報提供のあり方ということについて定時的に諮問し、その答申に応じて改善を図るものと規定されていますが、こちら、実は平成16年に1回諮問、答申がなされていますが、それ以降の諮問、答申は実はなされておられません。

一方、情報機器の急速な発展等に伴いまして、情報の提供の仕組みも大きく

変わっていく中で、秘書広報課は、そちらの役割の中で資料でお示ししましたように、情報発信について全庁的に調整をし取り組んできたのですが、こちらの審議会に報告する機会がないまま、現在に至ってしまっておりましたので、遅ればせながら情報公開課から資料を配付させていただくこととなりました。

その都度、こちらのほうでも報告等しなかったのは、情報公開課のほうでも配慮が足りなかったと反省しております。

今後、先ほどお話しさせていただきました（仮称）自治基本条例の制定の検討の中でも、情報提供については話題になるのではないかと考えております。

また、先ほどちょっとお話ありましたが、既存の情報公開制度とは本質的には異なるものとは認識しておりますけれども、オープンデータなど情報の活用に重点を置いた新しい動きがあります。オープンデータにつきましては情報政策課が担当しておりますが、行政が提供する情報のあり方も、このように今までの情報提供という市の判断による提供から、このように二次利用前提の積極的な公開へシフトしつつあるのかなと感じております。

この22条関係の2、解釈（3）広報誌等の改善、アからウまでの規定につきましては、先ほど柴田委員からもいろいろ御指摘もあつたんですが、このように社会の仕組みや情報機器の急速な発展などを考慮しますと、どこかもう少し表現等を改善する必要があるのではないかと考えているところでございます。

ただ、今、どうしても改正しなければならないものではないのかなとも感じているんですけれども、時代にちょっと追いついていかない、時代に追いついていられないような部分もありまして、今までもこのように秘書広報課のほうではこのような取り組みをしてきたということで、資料を今回皆様のほうに御提示させていただきました。

今後、先ほどお話ししました自治基本条例の検討にあわせまして御審議いただくことになるかもしれませんが、よろしく願いいたしたいと思っております。

3件目につきましては、以上でございます。

○**芳野会長** 何か御質問とか、御意見とかありますか。島田委員。

○**島田委員** オープンデータの話ですが、全国的には自治体によってはかなりやっているところがあり、いい例を出しているところが大分出てきたんですよ。例えば鯖江市とか、千葉の流山市とか。

私の住んでいる横浜市も広報に非常に力を入れているんです。まだまだですが、例えば金沢区では「育なび」というシステムで、これは職員が一つ発案して、育児をするための市の持っている情報を公開して、育児をしている女性がいろいろそれで育児情報を共有するという、育児について高め合って、そういうことではいいケースなんかを持っているんですが、逗子市ではオープンデータで何かこれまで実績のある、そういう事例などはまだない状態ですか。

○矢島情報公開課長 そうですね。ホームページのほうで、ちょっとオープンデータではないかもしれないですけども、お子さん向けのサイト、子育てポータルサイトということで、お子さんたちをお持ちの方がそこから入ると、そこからいろいろな情報にリンクできるサイト、それが「えがお」という名前です。ホームページのトップページの左側の一番上にあります。

それから、もう一つ、市民協働参加のための「ナニスル」というサイトもできておりまして、そこで自分が参加したい行事等を。

○内田情報公開課係長 そうですね。イベントに参加したいとか、ボランティアで参加したいとか団体を探している、そういったのを検索できる形のが今あります。

○島田委員 そうですか。

○栄田委員 違うかもしれませんが、まちcomiというのは違うんですか。子どもの、昔は緊急連絡で電話で回っていましたが、学校でアドレス登録をするんですよ、全員、許可を得た方は。それがまちcomiというところからつながって配信されるんですけども、たまにまちcomiからアンケートが、私ちょっと答えてないんですけども、いろいろな情報交換とか、そこでできているという感じがします。市立の小中学校は緊急連絡はそれでメールで回っています。

○矢島情報公開課長 ちょっと、すみません。勉強不足で。今、オープンデータポータルとしましては、市内避難所情報、それから市公共施設等AED設置状況、市内公共施設情報、観光・海浜公衆トイレ情報と、あと人口統計として、年齢別人口、町・字別の人口、あと三浦半島4市1町オープンデータポータルにつながるというような形で、情報政策課のホームページを開きますとそちらが確認できます。

ただ、情報公開課の窓口で、やはり高齢者が逗子市は多いのでかなり総合案内をしていますと、やはり紙でという方もいらっしゃる、ホームページは見られないという方もいらっしゃるの、そこら辺は内田係長が情報発信推進員なので、そういうような意見も、そちらの会議では出している状況です。

ですので、この会議でまた御意見いただいたようなことは、今、課としても持ち帰って。日ごろ窓口で対応している中で、そういう情報につながっていないという方はいます。まちcomiはちょっと調べてみます。

○**栄田委員** 利用したことがないので、どういうものかわからない。

○**矢島情報公開課長** そうでしたら、次回までにちょっとまちcomiの件は、すみません、次回まで時間があるんですけども、勉強になりますので。

○**芳野会長** 情報発信は最先端に発信すればいいってもんでもないところが難しいところですよ。

○**栄田委員** ここで来ても使いませんもの。

○**芳野会長** そうですよ。ほかに何かありますか。

今後また、こういう情報発信についていろいろ私たちのこの審議会にも投げてください、いろいろな意見を聞いていただいて、また反映させていただければと思います。

先ほどの自治基本条例の話も結局、どう皆さんに知らせるかというところが大変重要だということを福本次長にここからお伝えすることができたんですが、同じ課題が全ての市政にかかわっていると思うので、ぜひ、今後の継続的な議題とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

その他の議題は3つということで、この3つがこれで終わりですね。全体を通じて何か御質問とか、御意見とかありますか。よろしいですか。

それでは、次の審議会の開催日程について、事務局からお願いいたします。

(日程調整)

○**芳野会長** ありがとうございました。きょう予定している議題は全てこれで終了です。何か皆さん一言ありますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後3時40分閉会